

アーツ前橋運営評議会設置要綱

(設置)

第1条 アーツ前橋の運営方針や事業計画について意見を聴くため、アーツ前橋運営評議会（以下「評議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 評議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 評議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、評議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 評議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 評議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 評議会は、必要があると認めたときは、評議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 評議会の庶務は、アーツ前橋において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年6月16日から施行する。